

機関番号： 32682  
 研究種目： 基盤研究 (C)  
 研究期間： 2008～2010  
 課題番号： 20530752  
 研究課題名 (和文) 現代イギリスにおける教員養成の質的向上と教員確保に関する研究  
 研究課題名 (英文) Improvement strategy of teacher training and recruitment in today's England  
 研究代表者  
 高野 和子 (TAKANO KAZUKO)  
 明治大学・文学部・教授  
 研究者番号： 30287883

研究成果の概要 (和文) : イギリスでは、教職への人材確保のために入職ルートの「多様化」が進んでいる。「多様化」しつつ教員の質で一定水準を確保するために、“基準”を設定しそれを軸にして課程認定—査察—予算の配分を結びつける”というシステムがとられてきた。しかし、労働党政権 (~2010年5月)・連立政権いずれにおいても、このシステムが関係者に大きな負担となっていて軽減が必要であることが認識されている。今後も「多様化」は維持されるが、その質保証システムには手直しが予想される。

研究成果の概要 (英文) : In order to recruit adequate teachers, entry routes to teaching profession have been diversified in England since 1990s. For the quality assurance of teachers, “Professional Standards” are set and teacher training providers should be inspected upon these standards. As the inspection results are linked with budget allocation, coping with this quality assurance system has been a severe burden for training providers. This was already recognized by the Labour Government, and the Coalition Government is now planning some reform of the system, though routes diversification will be maintained.

#### 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野：教師教育 教育政策

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教員養成、教師教育、スタンダード、教職修士 (号)、学校における教員養成、教員需給、イギリス

#### 1. 研究開始当初の背景

近年、わが国では教師教育の国際比較研究が活発に行われている。特にイギリスについては、その改革の進展がわが国の教育政策が学ぶべき重要な参照事例とされ、社会的な関心も高い状況から、常に重要な比較対象国として位置づけられてきた。例えば、(1)日本

教育大学協会『世界の教員養成Ⅱ—欧米オセアニア編』(学文社、2005年)、(2)文部科学省『諸外国の教員』(2006年3月)、および(3)本研究代表者及び研究分担者が参加した日本学術振興会科学研究費補助金研究、教師教育国際比較研究会『教師の資質向上策に関する資料集Ⅱ外国編』(平成18年3月)、『教師

教育の質的向上策とその評価に関する国際比較研究』(平成19年3月)などである。

(1)(2)の研究では、イギリスの教師教育の各局面について、それぞれ概括的な現状紹介がなされているが、施策全体を構造化して示すという点で不十分点を有していた。

本研究代表者及び研究分担者はこの点に留意して上記(3)の研究を行い、教師教育に関わる施策の特徴と構造を下記のように明らかにした。

- a) 教職への入職ルートの「多様化」: 教員資格 QTS (Qualified Teacher Status) の取得に関して、2008年当時のイギリスでは、大学での養成という伝統的なルートの他に、「雇用ベースの教員養成」(無資格教師として働きながら養成を受ける)、「学校における教員養成」、教員養成をうけないでの資格認定などがあり、教職への入職ルートが「多様化」している。
- b) 大学から学校への移行: 学生が養成期間の大半を学校で送るという養成の「場」の移行と、教員養成の「提供者」として学校が重要な役割を果たす、という二つの意味において、教員養成の比重が大学から学校へと移ってきている。
- c) 「基準」と「査察」: 教員資格取得のための職能基準であると同時に教員養成課程のナショナル・カリキュラムでもある「基準」(TTA/DfES, *Qualifying to Teach: Professional Standards for Qualified Teacher Status and Requirements for Initial Teacher Training*) が設定されており、教員養成機関は定期的にこれに対応した「査察」を受ける。

a)は、社会人を含めた多様な人材を教職に導き、量的にも教員需要に対応しようとするものである。

b)は a)を具体的に可能とすると同時に、実践的指導力を養成する条件となる。

そして、c)「基準」の設定と「査察」が多様なルートからの入職者の資質について、一定の水準を確保する保証となる。また c)は教職キャリアを通じた教師の職能管理の起点でもある。

## 2. 研究の目的

本研究は、「基準」の存在に支えられた入職ルートの「多様化」(上記 c) a) が地域の教員確保【量】と大学での教員養成改革【質】の両面にもたらすインパクトについて、現代のイギリス(本研究ではイングランドに限定する)を対象として総合的に検討しようとする3ヶ年計画の研究であった。

具体的には、2007年9月より施行されたばかりである新しい「基準」(TDA, *Professional Standards for Teachers*, 2007) について、

その構造・内容を明らかにすること、入職ルートの「多様化」が量・質両面でもつインパクトについて全国レベルでの概要を把握し、特定地域での教員確保策と当該地域内にある大学の教員養成改革をケース・スタディすること、であった。

研究の実施に際して、本研究代表者及び研究分担者が注目したのは、「学校における教員養成」(School-Centred Initial Teacher Training = SCITT) である。SCITT は、学校が単独あるいは複数で教員養成課程を提供するものとして1993年から設置され、通常は複数の学校から成るコンソーシアム (consortium) が運営する。SCITT の導入によって大学などの高等教育機関がまったく関わらない教員養成課程の設置が可能になったが、実際には高等教育機関のサービスを「購入」することで高等教育機関と関わりを持ちながら運営されている場合が多い。SCITT に注目したのは、1) SCITT は、導入当初は大学における教員養成への脅威として敵対的にとらえられがちであったが、2) 導入後の実態を調査すると、地域・学校に十分な【量】の教師を確保するという面で「ローカルなニーズに応じる」教員養成の実現手段となっている面があること、2) SCITT 提供のために学校とパートナーシップを組むことが大学の提供する教員養成に【質】の面での変化を促している可能性があること、の3点を前記(3)の研究から明らかにしていたためである。

## 3. 研究の方法

研究は、先行研究・データを国内及びイギリスで収集すること、イギリス現地でのインタビュー調査と研究会参加、及びそれらで得られた情報や知見を整理・分析すること、を方法とした。

資料収集は、国内での文献・資料収集に加え、オックスフォード大学教育学研究科の図書館で同大学の中等学校教員養成課程に関する資料(履修手引書など当該課程履修生に配付する資料)の収集、ロンドン大学教育研究院図書館で現代の教師教育改革の背景に関する資料の収集などを行った。

現地でのインタビュー調査・研究会参加は、申請時の予定であった(1)入職ルートの「多様化」について、特に「学校における教員養成 SCITT」と大学との関係を明らかにすること、に加え、(2)その後の状況変化をふまえ、後述の「教職修士号 Masters in Teaching and Learning = MTL」に関わっても実施した。

(1)については、①海外研究協力者である Professor Patrick Easen (Northumbria University) からノーサンブリア地域での対応を中心に教示を受けた。②成功している SCITT の例とみなされる Pilgrim

Partnership(Bedford)を訪問して、全国的な「基準」の同 SCITT での具体的扱い方を中心にインタビュー。③ロンドン地域で、雇用ベースの教員養成ルートを活用して難民の教員にイギリスでの資格付与を行おうとしたプロジェクトの経緯について、ロンドン大学教育研究院の Dr. Mano Candappa へのインタビューを行った。

(2)については、①教員養成政策・管理の担当機関である Training and Development Agency for Schools=TDA でのインタビュー (Dr. Michael Day, Executive Director-ITT)。②教員養成提供者としての大学側の見解について Universities Council for the Education of Teachers=UCET でのインタビュー (Mr. James Rogers, Executive Director)。③個別機関での MTL の導入経過とスタッフ間での議論についてロンドン大学教育研究院で MTL を担当している Ms. Caroline Daly へのインタビュー。④MTL の管理運営・授業実施担当者を主たるメンバーとする Teacher Education Advancement Network が主催するワークショップ (Teaching: A Masters Profession - Continuing the Conversation) への参加を行った。

#### 4. 研究成果

本研究実施中に、研究課題に直接的な影響を及ぼす二つの大きな状況変化があった。そのため、当初計画していたように、特定の地域でのケース・スタディを行うには至らなかったが、状況変化に伴う事態の把握と基本的分析については、他に先駆けて行い発表することができた。状況変化とは、(1)2008年3月7日の『子どもたちへ最良の教育を与えるために：ティーチングとラーニングの才能開花へ向けて』と題する子ども・学校・家庭省の文書で、教職修士号 MTL の導入が提案され、2010年9月から、イングランド北西部及び課題集中地域校勤務の新任教員を対象にプログラムが開始されたこと、(2)2010年5月の総選挙の結果、13年の労働党政権にかわり、保守・自由民主両党による連立政権が発足したことである。

(1)の MTL は、教職の修士レベル化という質的向上策であると同時に、修士号の授与という点においては、教員養成に対する大学独自の役割を確立しうるものであり、「多様化」のなかで他の養成提供者との関係で守勢におかれがちであった大学にとっては、期待を持てる面もあった。しかし、実施決定プロセスがトップ・ダウン的で、かつ、全国的ない感性を持たせるために4つのコア領域にわたる「枠組み」が定められての導入であったため、それ以前から各大学が実施していた教職関係の修士号や M-level PGCE (教員資格取

得のための養成課程において、単位の一部が修士レベルに設定され、将来、修士学位を取得しようとする際には必要単位数としてカウントされる)との関係で、各大学での実施には多くの困難が生じた(本研究では、とくに、すでに実践の省察と理論化を目的とする修士コースを設置していたロンドン大学教育研究院の事例)。

当初、労働党政権下で、将来的にすべての教員が教職修士を履修するという期待が大臣から表明されていたものの、実施に要する財政負担が不安要因となっていた。連立政権は、MTL の新規登録者に対しては財政支援を行わないと決定した(2010年12月6日)。根本的な理由は、連立政権が教員養成において大学より学校現場を重視していることにある。しかし、レトリックとして表明された「修士レベルのどの課程が自分に適しているか、教科の知識か教育学かどちらに焦点を当てるべきか、といったことは教員自身が自由に決定できるべきである」「政府が詳細に内容を定めた一種類の修士だけに投資するのが経済的に最適価値を持つものではなく、他にも職能成長の機会が多い」といった理由は、教職の修士レベル化を特定の修士号で、かつ拙速にトップ・ダウンで進めようとしたことの限界を示しているといえよう。

(2)から、最終年度は、本研究が注目してきた「基準」の存在に支えられた入職ルートの「多様化」に即して、両政権の教師教育政策間にみられる連続性と断絶・方針転換の基礎的な検証を行い、次の二点が明らかになった。①入職ルートを「多様化」という方向性には政権交代後も変化はないが、連立政権では、「学校における教員養成 SCITT」と「雇用ベースの教員養成 Employment Based Initial Teacher Training」への徹底した移行、それと関わって高等教育機関独自の貢献を期待しない姿勢が明確になっている。②“「基準」を設定しそれを軸にして課程認定—査察—予算の配分を結びつける”という教員養成の「質保証」のあり方について、それが教員養成提供者に大きな負担を強いていて軽減が必要であるという点は、すでに労働党政権下で明確に指摘されていた。連立政権は、同様の認識に立ちつつも、諸権限を準政府機関から教育大臣へと回収する方向であり、今後、「質保証」システムの変化が予想される。

①②から、労働党政権下で全国的な「基準」が個別の教員養成提供機関においてどのように咀嚼され実用に用いられていたかを資料として残す必要があると判断し、SCITT である Pilgrim Partnership(Bedford)において、全国的な「基準」をいったんパーツとしてばらばらにしたうえで独自に組み立て直し、初等教員養成を受ける学生の学習記録・評価用

フォーマットの冊子を作成しているものを、資料として訳出した。

当初の研究計画には含んでいなかったが、研究の遂行の中で浮かび上がってきたのは、公教育学校の教員の養成と確保を、〈包摂〉と〈排除〉という角度から考えるという課題である。イギリスで、教職へのルートが「多様化」され、それによって他国出身者が教員に進出している状況は、公立学校教員採用に国籍条項を持つ日本では考えられないほど〈包摂〉が進んでいる証のように見える。しかし、ロンドン地域で、雇用ベースの教員養成ルートを活用して、母国で教員であった難民にイギリスでの正規教員資格を取得させようとしたプロジェクトが不成功に終わった事例(3(1)③)からは、最もイギリス社会への〈包摂〉を望み必要とする人々が〈排除〉されてしまう実態があることが示唆されていた。公教育学校の教員という位置はふたつの面から見る必要がある。ひとつは、国家による〈包摂〉と〈排除〉を最末端で担う「担い手」という面から。もうひとつは、誰が公教育学校教員として〈包摂〉／〈排除〉されるのかという「対象」としての面である。前者は従来から移民の教育、エスニックマイノリティ教育の研究において論及されてきたが、ロンドンの事例は後者に関わるものである。教員の【量】的確保において有効・効率的であるとみえる教職へのルートの「多様化」について、現代イギリス社会における機能状況を十分に明らかにするには、〈包摂〉と〈排除〉という角度からの検討が必要であることが明らかになった。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計7件)

- ① 高野和子、イギリスの教師教育—2010年、労働党政権から連立政権へ、明治大学教職課程年報、査読無、33号、2011、1-13
- ② 高野和子、イギリスの経験に照らして(シンポジウム 教員養成6年制化案の是非を問う)、教師教育研究、査読無、24号、2011、9-19
- ③ 高野和子、教師教育の質的向上策—採用以降に関わる改革の国際的動向—、日本教師教育学会年報、査読有、17号、2008、17-24
- ④ 佐藤千津、イギリスの教師教育政策と教師の資質管理、日本教育政策学会年報、査読有、15号、2008、195-202
- ⑤ 佐藤千津、教師教育の多様化政策とその展開—イギリスの「学校における教員養成」の場合、日本教師教育学会年報、査読有、17号、2008、42-50

[学会発表] (計8件)

- ① 高野和子、教師の専門性基準 (professional standards)の課題と展望、日本教育学会特別課題研究委員会「現職教師教育カリキュラムの教育的検討」第4回全国公開研究会、2010年3月14日、東京大学(東京都)
- ② 佐藤千津、イギリスの教員養成の認証機構、東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター／教育目標・評価学会共催シンポジウム「高等教育機関としての教師教育の質保証を考える」、2008年11月30日、東京学芸大学(東京都)
- ③ 佐藤千津、イギリスにおける学力政策と教員制度改革、日本学習社会学会第5回研究会・課題研究I「世界の地域・民族と教育・学習」、2008年9月7日、お茶の水女子大学(東京都)
- ④ 高野和子、教員養成課程の水準管理、日英教育学会第17回研究会、2008年7月12日、首都大学東京(東京都)

[図書] (計2件)

- ① 高野和子、同時代社、地域教育の構想、2010、173-191
- ② 佐藤千津、東京学芸大学出版会、高度実践型の教員養成へ—日本と欧米の教師教育と教職大学院、2010、178-187

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

高野 和子 (TAKANO KAZUKO)  
明治大学・文学部・教授  
研究者番号：30287883

##### (2) 研究分担者

佐藤 千津 (SATO CHIZU)  
東京学芸大学・教育学部・准教授  
研究者番号：20271356